

# 【Go To Eatキャンペーン秋田お食事券】

## 取扱飲食店 募集要項

Go To Eatキャンペーン秋田県事務局

2020年9月23日

## ◆事業の趣旨

「Go To Eatキャンペーン事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛等の影響により、甚大な影響を受けている飲食業に対し、期間を限定した官民一体型の需要喚起を図るものです。秋田県内においても大きな影響を受けていますので、県内経済の活性化を行うため地元消費の喚起を図ります。

## I. Go To Eatキャンペーン秋田お食事券について

### 1. 事業概要

- ① 名 称 Go To Eatキャンペーン秋田お食事券(「GoToEatお食事券」という。)
- ② 発 行 者 農林水産省
- ③ 発 行 額 総額50億円(プレミアム率25%)
- ④ 発 行 内 容 総数500万枚
- ⑤ 販 売 価 格 1シート(1,000円券×5枚)4,000円で販売
- ⑥ 使 用 期 間 2020年10月20日(火)～2021年3月31日(水)
- ⑦ 販 売 方 法 希望者に窓口で販売
- ⑧ 販 売 窓 口 県内の金融機関およびスーパーマーケット(予定)
- ⑨ 販 売 期 間 2020年10月20日(火)～2021年1月31日(日)
- ⑩ 購 入 限 度 特になし(買占め防止から1回の販売は5シートまで、何回でも購入可)
- ⑪ 利用可能施設 秋田県内の登録飲食店

### 2. 食事券取り扱い厳守事項

- ① 食事券は飲食の提供などの取引において使用可能です。
- ② 食事券と現金の交換は禁止しています。
- ③ 食事券面額以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないでください。
- ④ 不足分は現金等で受け取ってください。
- ⑤ 飲食店で独自に食事券の使用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- ⑥ 食事券の保管にあたっては、折ったり破ったりしないようご注意ください。他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、食事券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- ⑦ 使用期間を過ぎた飲食券は受け取らないでください。
- ⑧ 食事券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(秋田県)は責を負いません。 ※食事券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- ⑨ 食事券の交換又は売買はできません。

### 3. 食事券の使用対象にならないもの

- ① 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- ② 有価証券、金券、飲食券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する飲食券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤ 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑥ 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもの
- ⑦ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ⑨ その他、各取扱飲食店及びGoToEat事務局が適当と認めないもの

## II. 取扱飲食店の募集概要

### 1. 参加資格

(1) 秋田県内に事業所・店舗等を有する者。

(2) 上記に該当する事業所とするが、**次の事業者を除く。**

- ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
- ② 上記 I. 3 [食事券の使用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
- ③ 秋田県の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」と

いう。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- ⑥ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑦ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 2. 取扱飲食店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 取扱飲食店であることが明確になるよう、販売ツール(ステッカー、のぼり、ポスター等)を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ② コロナウイルス感染症対策として感染店頭ツールを4種類GoToEatキャンペーン本部から送られますので、提出等お願いします。また、GoToEatキャンペーン本部から加盟店舗へ対応の確認に入る場合があります。
- ③ 利用者が使用される食事券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。なお、色合いが明らかに違うなど、偽造された食事券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨をGoToEat事務局にも報告してください。確認用として配布する見本券は、食事券を取り扱うすべての方に周知してください。
- ④ 食事券を受け取った時は、再流出を防止するため食事券の半券(取扱飲食店控え)を切り取ってください。
- ⑤ 使用済の食事券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合にそなえ、確認のため、取扱飲食店控え部分を、入金確認を完了するまで大切に保管してください。  
※この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。なお、控え片がある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご理解ください。
- ⑥ 口座振込となります。振込手数料は事務局にて負担致します。
- ⑦ 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された食事券のみ換金可能です。
- ⑧ GoToEatお食事券事業の運営にご協力をお願いいたします。
- ⑨ 万が一「換金請求書に記載された内容」と、「送付された使用済み食事券をバーコード機で読み込んだ内容」に差異が生じた場合は、「バーコード機読み込み内容」を正とし精算を実行します。その後疑義に応じお手元の(半券)取扱飲食店控えにあるOCR番号等の確認を実施し、精算致します。

### 3. 申込から選定まで

#### (1) 申込方法

取扱飲食店登録希望者は、この「募集要項」及び P8 に記載の「GoToEatキャンペーン参加飲食店同意書」に同意の上、取扱飲食店登録申請書に必要事項を入力または記入してください。

下記のいずれかの方法で申請します。その際飲食店営業許可証を添付してください。

① インターネット：<https://gotoeat-akita.com>

② 郵送：〒010-0001 秋田市中通7丁目1-2-3 秋田ナザンゲートスクエア3階  
株式会社ジェイアール東日本企画秋田支店内  
GoToEatキャンペーン秋田県事務局飲食店登録係

③ F A X：018-831-0498

#### (2) 申込期間

2020年9月23日（水）から2021年2月27日（金）まで

※最終日については、正午（12：00）までに申し込みをされたものに限り受け付けます。

郵送の場合も同様に必着でお願いします。

##### ① 登録・承認

申込みのあった事業者については、審査を経て、取扱飲食店として承認します。

ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、審査により承認を取り消すことがあります。

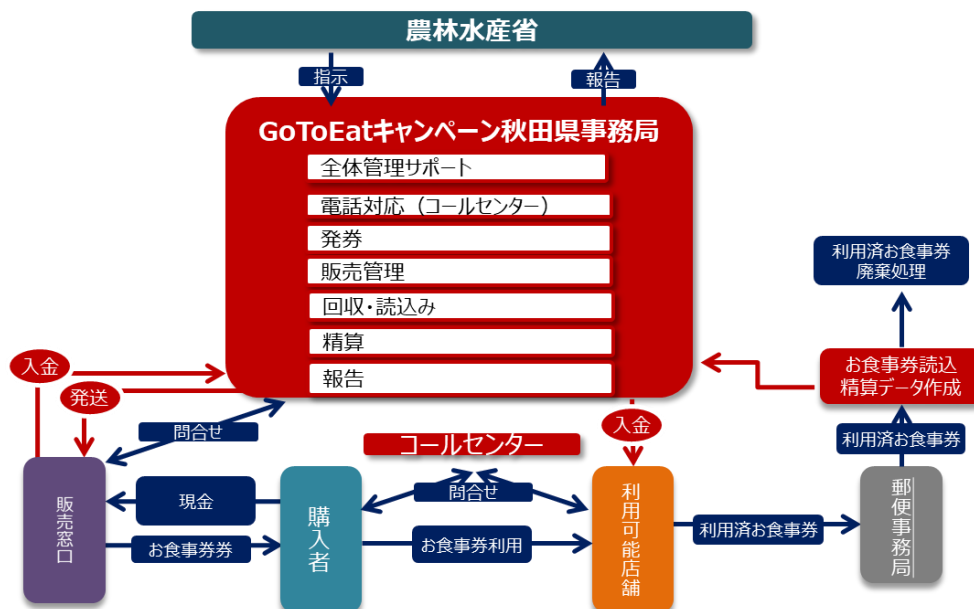
※申込み内容に虚偽・不備等があった場合

※GoToEat事務局が承認を取り消すと判断した場合

##### ② その他留意事項

- 取扱飲食店の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「食事券の使えるお店」として、購入利用者向けの告知用リーフレット・ホームページなどに掲載します。
- 取扱飲食店向けのマニュアル・ステッカーを作成し、10月上旬に配布予定です。
- 食事券の取扱い、換金の方法など詳細については、取扱飲食店マニュアルを参照してください。
- 「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱飲食店の承認取消、損害賠償金の請求を行う場合があります。
- 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、GoToEat事務局がその都度対応を決定します。
- 本事業用にデザインされた「食事券」の肖像使用を含む広報告知物の作成・掲出等については事前に承認が必要となります。
- GoToEatキャンペーン本部等の方針などにより、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

<参考・GoToEat お食事券の流れ>



### Ⅲ. 換金について

飲食利用者から食事券を受け取った取扱飲食店は、換金請求書によりGoToEatお食事券の利用額を請求します。その請求方法は以下ようになります。

- 取扱飲食店は、専用封筒（又はダンボール）に食事券を同封し、指定の場所へ郵送またはクロネコヤマト宅配便にて発送してください。
- 郵送料振込手数料等は掛かりません。（事務局が負担します）
- 換金請求期間は、2020年10月20日（火）～2021年4月8日（木）までとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。
- 食事券の換金はバーコード読取結果を正とし、入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。
- お食事券換金請求スケジュールに基づき入金予定に指定口座へお支払いする予定です。  
 ※毎月15日、月末に利用締日を設定し、事務局到着期限日までに到着分を振込予定日に、指定口座に入金手続きをします。スケジュールにつきましては、後日配布いたします「取扱飲食店マニュアル」にて必ずご確認ください。

<参考・換金請求スケジュール>

## お食事券換金請求スケジュール

毎月15日と月末の2回集計し、下記表の振込予定日までには振込みます。

※換金請求書・送付用封筒が不足した場合は、事務局までご連絡ください。

日程	加盟店から食事券送付（利用分）	加盟店から 食事券到着分（利用分）	振込予定日
1	2020/10/20 ～ 2020/10/31	2020/11/6(金)	2020/11/10(火)
2	2020/11/1 ～ 2020/11/15	202/11/20(金)	2020/11/25(水)
3	2020/11/16 ～ 2020/11/30	2020/12/7(月)	2020/12/10(木)
4	2020/12/1 ～ 2020/12/15	2020/12/22(火)	2020/12/25(金)
5	2020/12/16 ～ 2020/12/31	2021/1/8(金)	2021/1/12(火)
6	2021/1/1 ～ 2021/1/15	2021/1/22(金)	2021/1/25(月)
7	2021/1/16 ～ 2021/1/31	2021/2/8(月)	2021/2/10(水)
8	2021/2/1 ～ 2021/2/15	2021/2/22(月)	2021/2/25(木)
9	2021/2/16 ～ 2021/2/28	2021/3/8(月)	2021/3/10(水)
10	2021/3/1 ～ 2021/3/15	2021/3/22(月)	2021/3/25(木)
11	2021/3/16 ～ 2021/3/31	2021/4/8(木)	2021/4/12(月)

<参考・GoToEatキャンペーン秋田お食事券イメージ>



<p>Go To Eatキャンペーン 秋田 お食事券 <b>¥1,000</b> 有効期限: 2021年3月31日</p> <p>飲食店押印欄</p> <p>店番号欄</p>	<p><b>お食事券ご利用上のご注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本券の有効期限は2021年3月31日(水)までです。●本券は登録取扱店以外では使用できません。</li> <li>●本券は次に示す内容にはご利用いただけません。①商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等、換金性の高いものの購入 ②株式・先物・宝くじ等の金融商品の購入 ③たばこの購入 ④国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払 ⑤医療保険や介護保険などの一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)の支払 ⑥土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関する支払 ⑦就業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等に関する支払 ⑧「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する性風俗関連特殊営業に関する支払 ⑨その他、事務局が指定するもの</li> <li>●本券をご購入後の返金はできません。また、現金との換金、換金機への預け入れ、譲渡および交換又は売買はできません。</li> <li>●本券の額面に満たない利用に対するつり銭はできません。</li> <li>●本券の発行者名・番号のないもの、有効期間を過ぎたものは無効です。</li> <li>●本券の盗難、紛失又は滅失に対しては、当事務局はその責を負いません。</li> </ul> <p>発行者/Go To Eatキャンペーン秋田県事務局 <a href="https://www.gotoeat-akita.com">https://www.gotoeat-akita.com</a></p>	<p>飲食店押印欄</p> <p>店番号欄</p>
---	--	---------------------------

<参考・GoToEat キャンペーン同意書>

## Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書

※下記をご一読の上、左側の□にチェック（✓）を入れてください。

### 【営業形態】

- 当店は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第 11 項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

### 【行政への協力】

- 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- 登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合はその旨を Go To トラベル事務局に提供することに同意します。

### 【ガイドラインに基づく取組等】

- 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
  - ・ 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
  - ・ 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
  - ・ 他グループの客同士ができるだけ 2 m（最低 1 m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。  
※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低 1 m 以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。



- 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
  - 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
  - できる限り混雑する時間帯を避けること。
  - 大人数での会食や飲み会を避けること。
  - デリバリーやテイクアウトを活用すること。
  - 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
  - 食事の前に手洗い・消毒をすること。
  - 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること。
  - 食事中以外はマスクを着用すること。
  - 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

※上記ガイドラインに基づく取組等に加え、「秋田県版新型コロナ安心システム」の活用が推奨されます。

**【参加登録の取消】**

- 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は Go To Eat キャンペーン秋田県事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、Go To Eat キャンペーン秋田県事務局により参加登録が取り消されることに同意します。

私は上記内容を宣言の上、Go To Eat キャンペーンに参加いたします。

令和 年 月 日

店舗名：

代表者：

代表者印

問合せ先

Go To Eat キャンペーン秋田県事務局

平日 10:00～17:00（土日祝日及び年末年始（12月26日～1月3日）は休み）

TEL : 050-3183-0216

FAX : 018-831-0498

Email : [gotoeat-akita@jeki.jp](mailto:gotoeat-akita@jeki.jp)

<https://www.gotoeat-akita.com>